

和田墓地共同納骨所使用申込書の手続きについて

1. 名 称:カトリック福岡地区 和田墓地共同納骨所
2. 所在地:福岡市南区和田4丁目15番
3. 申込みにあたって
 - ・申込は、個人毎です。(同一世帯でも個人、個人で申込してください)
 - ・被納骨者(亡くなられた方)が複数の場合は共同納骨所申込書(様式1号)も複数分郵送願います。
 - ・共同納骨所申込書(様式1号)内の「所属教会 小教区司祭記入欄」には、
所属教会名、小教区司祭に署名、捺印を頂いてください・
 - ・申込資格は、原則としてカトリック福岡教区の信徒とそのご家族です。
 - ・生前の申込(私が亡くなったら)も受け付けております。
 - ・被納骨者(亡くなられた方)の洗礼の有無は問いません。
ただし、納骨式やお祈りなどは、カトリックの典礼に則っていただきます。
 - ・共同納骨所に納骨後は、取出すことはできません。
 - ・年間維持管理費は、ありません。
 - ・共同納骨所の使用にあたっては、「カトリック福岡教区共同納骨所使用管理規定」
に定められていることを厳守していただきます。
 - ・申込前に、「共同納骨所使用管理規定」を必ずご確認ください。
 - ・被納骨者(亡くなられた方)のネームプレートはありません。
 - ・共同納骨所の申込と同時に納骨はできません。納骨堂管理委員会事務局にて
「共同納骨所申込書」の資格審査及び寄付金確認後、「共同納骨所使用許可書」を
申込者へ郵送します。
4. 共同納骨所の使用寄付金について
 - ・被納骨者(亡くなられた方) 1名につき、100,000円以上の寄付金をお願いします。
 - ・被納骨者(亡くなられた方) が複数の場合は寄付金を合算してお払込みください。
 - ・共同納骨所使用寄付金は、如何なる理由でもお返しはできません。
※郵便局の払込取扱票にてお払込みください。
詳しくは「④のお支払いの手続き」をご覧ください。
- ※ 事務局への持参現金受付はできません、必ず郵便局よりお払込取扱票をお願いします。
5. ・共同納骨所申込書(様式1号)にご記入後、下記の宛先迄郵送ください。
 - ※署名、印、住所、携帯電話番号等のご記入確認をお願いいたします。
 - ・同時に共同納骨所使用寄付金を合わせてお払込みをお願いします。
6. 和田墓地の開放日について
 - ・開放日は毎月(8月を除き)第2日曜日の12時から15時迄開放しています。
 - ・8月13, 14, 15日は10時から15時迄開放しています。
 - ・11月の第2日日曜日は死者のミサがあります。

※ 送付先

〒810-0041
福岡市中央区大名2-7-7
カトリック大名町教会内

共同納骨所の申込から納骨までの手順

1. 共同納骨所申込書(様式1号)に記入例を参考に記入します。



2. 所属教会の司祭に、共同納骨所申込書の小教区司祭記入欄への記入をおねがいします。



3. 共同納骨所使用管理規程をご確認の上、「誓約書」(様式2号)に住所氏名をご記入後
捺印をおねがいします。



4. 「共同納骨所申込書」(様式1号)と「誓約書」(様式2号)を、下記の宛先迄ご郵送ください。

〒810-0041
福岡市中央区大名2-7-7
カトリック大名町教会内
福岡教区納骨堂管理委員会宛



5. 共同納骨所使用料(寄付金)10万円以上(1柱または生前予約1名につき)を、郵便局の
払込取扱票にてお支払いをおねがいします。(詳細は共同納骨所の支払方法について
ご参照ください。)



6. お送り頂いた「共同納骨所申込書」(様式1号)と「誓約書」(様式2号)、使用料(寄付金)の
支払いを確認後、共同納骨所の「使用許可書」を送付します。



7. 納骨日が決まりましたら、「共同納骨所納骨届」(様式4号)にご記入頂き、「埋火葬許可証」
又は「改葬許可証」と、「使用許可書」を(いずれも原本が必要です)、
納骨堂管理委員会宛に納骨日の15日前までに届くようにご郵送ください。



8. 納骨日、納骨時間は原則毎月第2日曜日(8月を除いて)12時から14時の間に和田墓地へ
お越しください。

※ 8月は、13、14、15日の3日間です、時間は10時から14時の間におねがいします。

※ 上記の日程以外に納骨をされたい方は、所属教会の納骨堂委員または、
納骨堂委員会事務局(080-2771-6544)へご相談ください。